

ふれあいの森における国民参加の森林づくり活動の実施主体の募集

ふれあいの森における森林づくり活動を行う活動団体等を募集します。
下記事項に留意の上、茨城森林管理署にお申し込みください。

記

1 「ふれあいの森」の概要

「ふれあいの森」とは、林野庁が進める「協定締結による国民参加の森林づくり」制度の一つで、自主的な森林整備活動を目的とした植栽、保育、森林保護等の森林整備及びこれらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動を行うことのできる国有林のことです。

今回公募対象の森林は、平成26年度に皆伐された跡地で、広葉樹を主体とした森林づくりを目的とした活動をすることができます。

2 「ふれあいの森」の対象地

場 所 茨城県桜川市真壁町羽鳥 土俵場国有林207林班ち1小班内0.40ha
協定期間 令和9年3月31日を越えない期間とします。
公募期間 令和4年5月2日（月）から令和4年6月17日（金）

3 公募にあたっての手続き等

(1) 自主的な森林づくり活動の実施主体の要件

地方公共団体または自主的な森林づくり活動を行うことを目的とした民間団体（公益法人を含む）とします。

この場合、民間団体については以下の条件を全て満たさなければなりません。

- ① 団体の目的、運営等に関する規約を有すること。
- ② 団体の意志を決定し、自主的な森林づくり活動を執行する体制を確立していること。
- ③ 活動の目的が特定の者の利益に資するものとはならないこと。

(2) 申し込み方法

自主的な森林づくり活動を希望する団体は、森林管理局及び森林管理署等に備え付けてある「ふれあいの森における活動希望申請書」に必要事項を記載の上、茨城森林管理署にお申し込みください。

(3) 選定方法等

申請書の記載内容等から適切と認められる団体を実施主体として選定させていただきます。

なお、申請書を提出した団体に対し、選定結果を通知することとします。

4 協定の締結

自主的な森林づくり活動の実施にあたっては、実施主体と茨城森林管理署との間において、次の事項を内容とする協定を締結することになります。

- | | |
|----------------------|----------------|
| ①協定の目的 | ⑩法令等の遵守 |
| ②ふれあいの森の名称、位置及び面積 | ⑪山火事防止等の措置 |
| ③全体活動計画書の提出 | ⑫損害賠償 |
| ④年間活動計画書の提出及び活動実績の報告 | ⑬活動の円滑な実施への協力 |
| ⑤入林の際の連絡・調整の森の適切な管理 | ⑭ふれあいの森の適切な管理 |
| ⑥安全確保等の措置 | ⑮協定の破棄 |
| ⑦経費の負担 | ⑯協定の有効期間 |
| ⑧立木竹等の所有権等の権利 | ⑰その他必要と認められる事項 |
| ⑨施設の設置等 | |

5 その他

- (1) ふれあいの森の対象地の現地案内は、茨城森林管理署が行います。
- (2) 森林づくり活動の実施に関する経費は、実施主体の負担となります。
- (3) 必要な資材・道具置場等の施設の設置は、簡易なものに限ります。
- (4) 実施主体は、協定期間内であっても、ふれあいの森における立木竹等についての所有権及び森林づくり活動により生ずる全ての権利は有しないこととなります。
- (5) 協定を締結した場合、ホームページ及び掲示場にて公表します。
- (6) 詳細については、茨城森林管理署にお問い合わせください。

令和4年5月2日

茨城森林管理署長 金谷 範導
担当課：業務グループふれあい担当
電 話：029-243-7211